あま市地域福祉計画（素案）

平成26年度～平成30年度

平成**年＊月

あま市

目 次

地域福祉計画

第１章　計画の概要

1　計画の基本的な考え方 1
2　計画の趣旨と位置づけ 3

第２章　地域を取り巻く状況

1　人口に関する統計 9
2　高齢者・障がい者・子どもの福祉に関する統計 11
3　一般市民アンケート調査からみえる課題 18
4　団体アンケート調査からみえる課題 20
5　団体ヒアリング調査からみえる課題 22
6　地域懇談会からみえる課題 24

第３章　計画の基本理念と基本目標

1　基本理念と基本目標 33
2　計画の体系図 34

第４章　施策の展開

基本目標1　互いに支え合うきずなづくり 37
基本目標2　地域力を高めるためのしくみづくり 40
基本目標3　いつまでも安心して暮らせるまちづくり 43

第５章　計画の推進体制

1　計画の推進体制 49
2　計画の評価 49

資料編

1　策定委員会委員名簿 53
2　各種団体に関する現状 54
3　地域懇談会のまとめ 56
4　用語集 57

地域福祉計画

第１章

計画の概要

第１章　計画の概要

１　計画の基本的な考え方

（１）地域福祉とは何か

住み慣れた地域で、安全・安心に暮らしていけることは、市民の誰もが願うことです。地域福祉は、市民の安全・安心な暮らしを、福祉の観点から実現していくことを目的としています。

しかし、現代社会は、核家族化や少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家庭機能の変化や地域の協力・協働関係の希薄化、身近な市民同士の交流やコミュニケーションの不足などが指摘されています。その一方で、福祉に対するニーズはますます高まってきており、複雑化、多様化してきています。

地域でともに暮らす市民が、改めて「地域の支え合い」の重要性を認識し、社会的排除や摩擦、貧困、心身の不安、社会的孤立や孤独、虐待など、実際に抱えているさまざまな生活に関する課題を自分たちのものとして捉え、これらの課題が深刻化しないよう、市民全体で地域を支えていく役割を担っていくことが大切です。

地域福祉については、社会福祉法第１条において、「社会福祉を目的とする他の法律と相まって推進を図る」ものであるとされています。

つまり、地域福祉とは「住み慣れた地域の中で、すべての市民が地域の一員として、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ちながら、いきいきとした自分らしい生活を送ることが尊重されるような社会を創っていくこと」と考えられます。

◆参考◆　社会福祉法より抜粋

（目的）

第１条　この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（２）地域福祉の対象者と担い手

社会福祉法では、福祉サービスの対象者を「サービスの受け手」ではなく、「主体的な利用者」と捉えています。これは、社会福祉の対象者は、特定の人に限られたものではなく、全ての人がサービスを利用する可能性のある立場にいることや、福祉サービスの一方的な受け手ではなく、主体的にサービスを選択・利用する立場にいることを表しています。

特に、地域福祉については、その地域の住民は、サービスの利用者にも提供者にもなりえる立場にあります。身近な地域での課題は、法律や行政による福祉サービスだけではなく、近隣による見守りや地域組織による支援で解決できることもあります。

あま市では、個人や家庭でできることは自分たちで取り組み『自助（じじょ）』、個人や家庭だけでは解決できないことを地域の中で力をあわせて解決していく『共助（きょうじょ）』、近隣の助け合いやボランティア等で解決を図る『互助（ごじょ）』、市や社協の公的サービスを活用して解決を図る『公助（こうじょ）』という形による、さまざまな人や組織、行政が連携した一体的な地域福祉を推進していきます。

図表　地域福祉を推進するしくみ

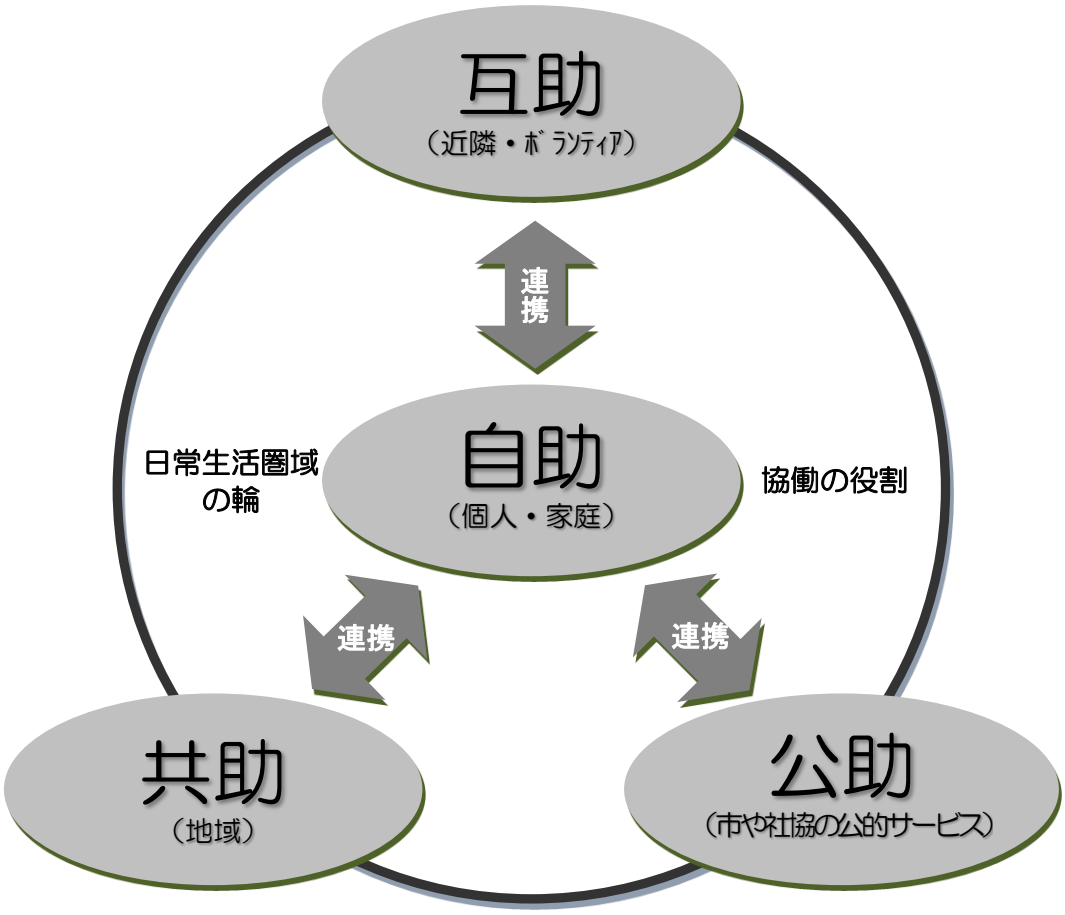

２　計画の趣旨と位置づけ

（１）計画策定の趣旨

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や都市化・過疎化が急速に進む中で、家族や地域の姿を変えてきました。本市においても、核家族化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子どもを育てる環境の変化、区（自治会）をはじめとする相互扶助機能の低下など、地域社会のあり方は大きく変わってきています。

このような地域社会の変化を背景として、地域福祉を計画的に進めていくために、社会福祉法第 107 条において、市町村に「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられてきました。

近年、局所的な豪雨や台風の強大化による風水害が多発する傾向にあり、大規模な地震発生への不安も高まっています。加えて、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は非常に高くなっています。いったん災害が起これば、「公助」による救援を待っている時間はありません。個人や家庭による「自助」、近隣や地域の連携による助け合いの「互助」「共助」の役割が大変重要であり、協働によりその役割を果たしていくことが求められます。あくまでも助け合いの中心となるのは地域住民であり、「公助」は「自助」「互助」「共助」に対する支援を担うものという認識が必要です。

特に、平成23年３月11日に発生した東日本大震災においては、住民同士による声かけや見守り、炊き出しなどが行われ、助け合いの精神の重要性を再認識するきっかけとなりました。

これらを踏まえ、本市における地域福祉の取り組みをさらに推進していくため、「あま市地域福祉計画」を策定します。

◆参考◆　社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

2　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

3　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（２）総合計画及び個別計画との関係

地域福祉計画は、「あま市総合計画」を最上位計画とする部門別計画（下位計画）であり、生活関連分野のうち保健・医療・福祉に関連する個別計画と同列かつ横断的なつながりを持っています。それぞれの個別計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、関連分野との連携によって、さらなる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置づけとしています。

図表　総合計画及び個別計画との関係

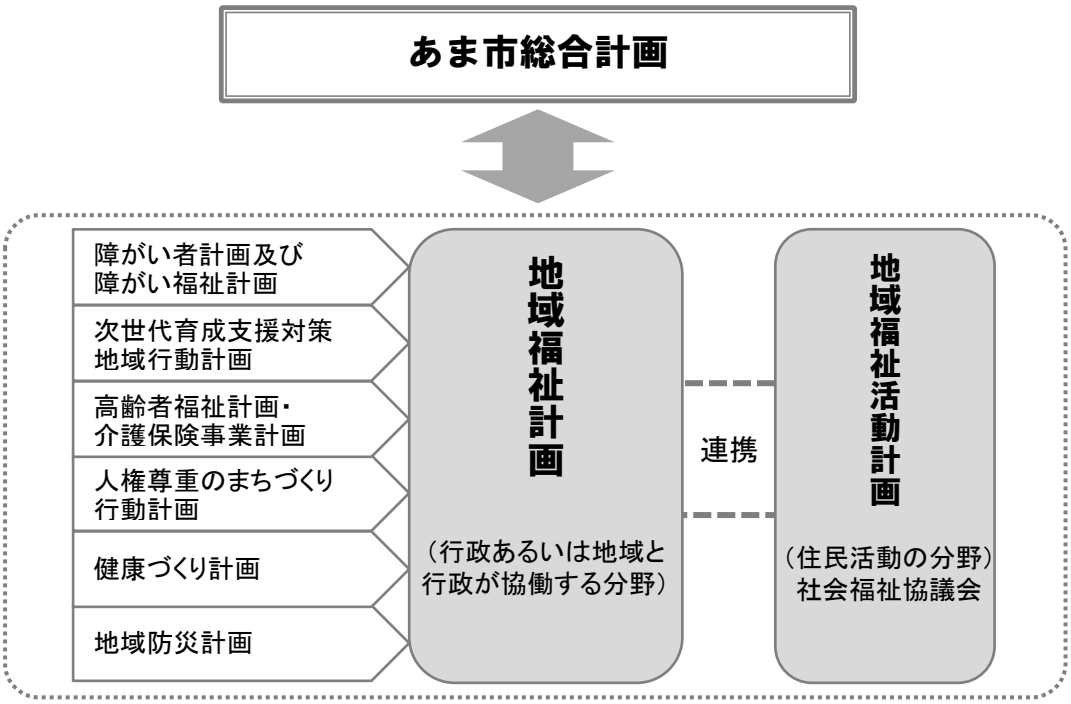

本計画は、平成 26 年度から 30 年度までの５か年の計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直し、「あま市総合計画」との整合を図ります。

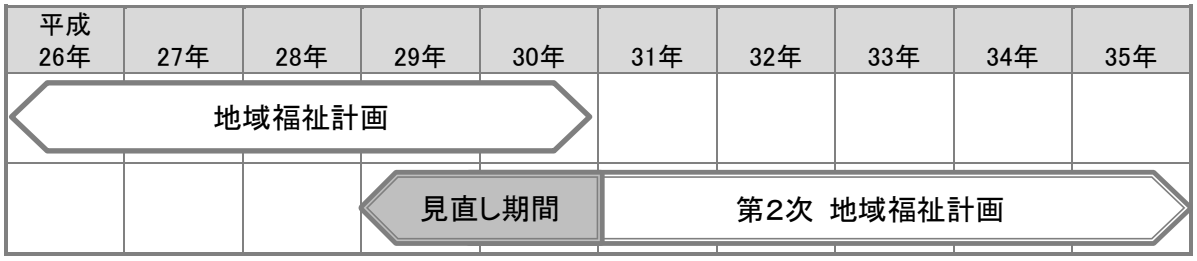

（３）計画の策定体制

①策定委員会の設置

保健・医療関係代表者、社会福祉関係代表者、高齢福祉関係代表者、児童福祉関係代表者、教育関係代表者、学識経験者などで構成される「あま市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本計画を策定しました。

②一般市民アンケート調査の実施

地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方について、市民の意見や要望などを聞くことを目的に、「あま市地域福祉に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査）を実施しました。

■ 調査対象：市内在住の20歳以上の方から無作為抽出
■ 調査方法：郵送による配布・回収
■ 調査期間：平成24年11月９日～11月26日
■ 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,369件	45.6%

③団体調査の実施

【団体アンケート調査】

ボランティア、ＮＰＯ、関係福祉団体等から、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方などを聞くことを目的に、「団体アンケート調査」を実施しました。

■ 調査対象：ボランティア、ＮＰＯ、関係福祉団体等　25団体
■ 調査方法：郵送による配布・回収
■ 調査期間：平成24年11月14日～11月27日

【団体ヒアリング調査】

団体アンケート調査にご協力いただいた団体の中から、アンケート調査の回答を踏まえ、新たな設問を設けてさらに詳しくご意見をいただくことを目的に、「団体ヒアリング調査」を実施しました。

■ 調査対象：ボランティア、ＮＰＯ、関係福祉団体等　６団体
■ 調査日程：平成24年12月12日、平成24年12月17日
■ 調査場所：あま市役所　甚目寺庁舎

④ホームページによる意見募集

市民が地域において様々な活動をする中で感じられる福祉課題等について、市ホームページ内にてご意見をいただくことを目的として実施しました。

■ 募集期間：平成25年１月15日～平成25年２月15日

⑤地域懇談会の実施

地域における日常生活上の問題や、今後の地域福祉のあり方を住民同士で話し合うことを目的に、「地域懇談会」を開催しました。

（参照：本計画書 第２章７地域懇談会からみえる課題）

⑥パブリック・コメントの実施

市の広報・ホームページにより、計画策定にあたってのご意見及び情報を広く市民から募集しました。

■ 募集期間：平成＊＊年　＊月＊＊日　～　平成＊＊年　＊月＊＊日

第２章

地域を取り巻く状況

第２章　地域を取り巻く状況

１　人口に関する統計

（１）人口・世帯の状況

①年齢３階級別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、０～14歳の人口は横ばい、15～64歳の人口は減少、65歳以上の人口は増加しています。特に、65歳以上の人口は、平成20年と平成24年を比べると約1.2倍に増加しており、高齢化が進展しています。

図表　年齢別人口の推移

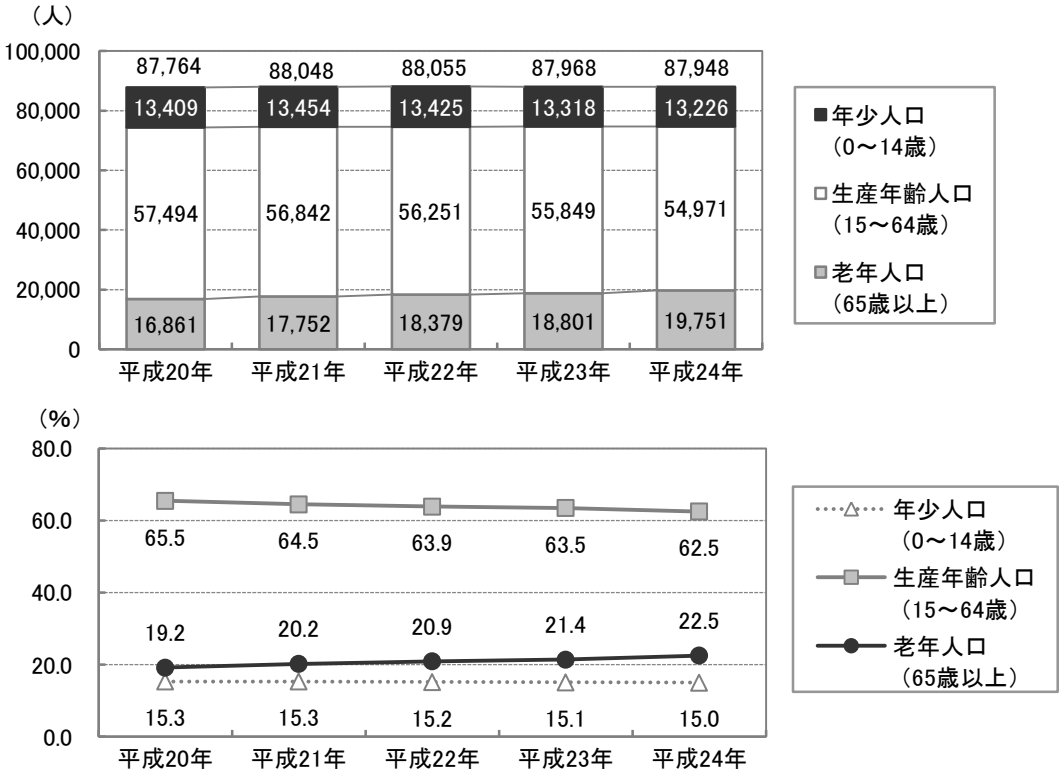

種別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
年少人口（0～14歳）（人）	13,409	13,454	13,425	13,318	13,226
生産年齢人口（15～64歳）（人）	57,494	56,842	56,251	55,849	54,971
老年人口（65歳以上）（人）	16,861	17,752	18,379	18,801	19,751
年少人口（0～14歳）（%）	15.3	15.3	15.2	15.1	15.0
生産年齢人口（15～64歳）（%）	65.5	64.5	63.9	63.5	62.5
老年人口（65歳以上）（%）	19.2	20.2	20.9	21.4	22.5

資料：住民基本台帳・外国人登録（各年10月１日現在）

②人口・世帯数の推移

国勢調査によるあま市の人口・世帯数の推移は、平成22年にかけて増加の一途をたどっていますが、１世帯当たり人員は減少しています。

図表　人口と世帯数の推移

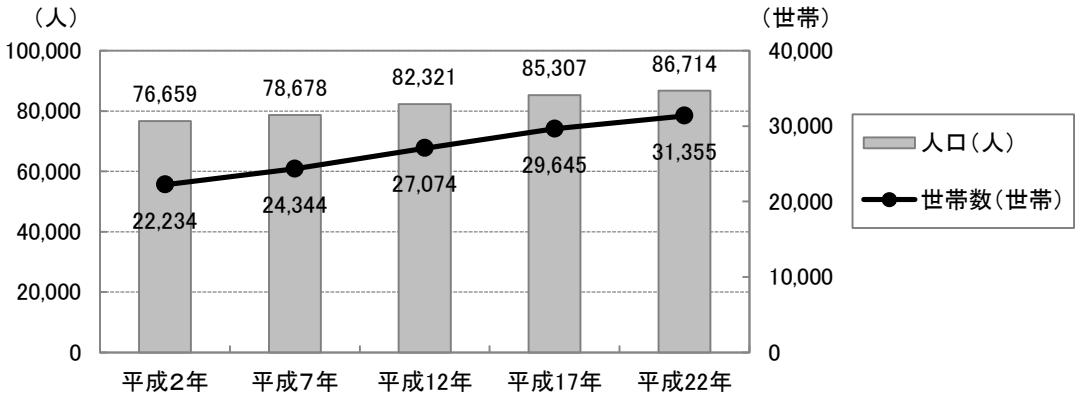

※平成22年３月22日３町合併

種別	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口（人）	76,659	78,678	82,321	85,307	86,714
世帯数（世帯）	22,234	24,344	27,074	29,645	31,355
1世帯当たり人員（人）	3.45	3.23	3.04	2.88	2.77

資料：国勢調査

２　高齢者・障がい者・子どもの福祉に関する統計

（１）高齢者の状況

①高齢者人口

高齢者の人口の推移をみると、年々増加しています。平成19年から平成24年にかけて、3,753人増加し、19,271人となっています。

図表　高齢者人口（65歳以上）の推移

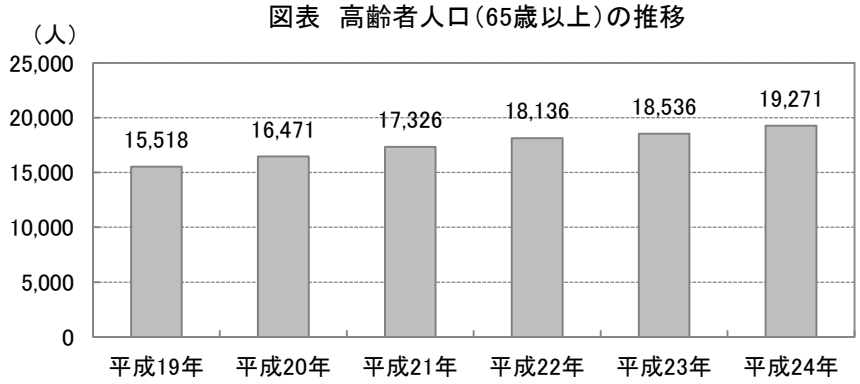

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
高齢者人口（人）	15,518	16,471	17,326	18,136	18,536	19,271

資料：住民基本台帳・外国人登録（各年４月１日現在）

②高齢者のいる世帯

平成22年の国勢調査によると、高齢者のいる世帯は12,288世帯で、増加傾向にあります。高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯ともに、平成12年に比べて、平成22年では世帯数が倍増しています。

図表　世帯数の推移

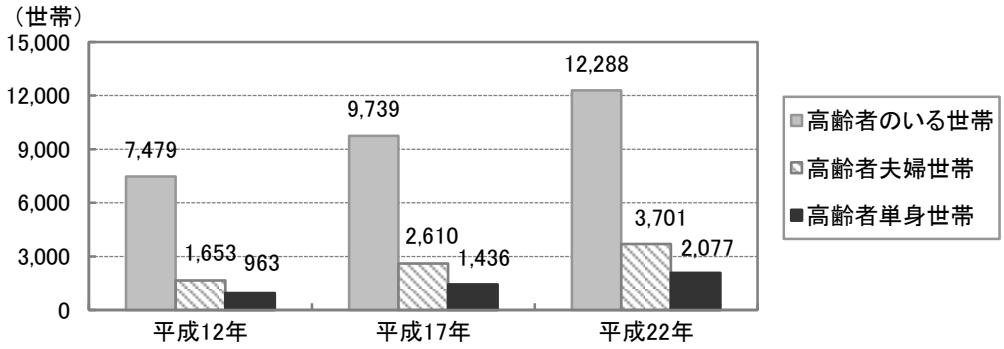

区分	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者のいる世帯（世帯）	7,479	9,739	12,288
高齢者夫婦世帯（世帯）	1,653	2,610	3,701
高齢者単身世帯（世帯）	963	1,436	2,077

資料：国勢調査

③要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、平成22年度では2,360人でしたが、平成24年度では、403人増（17.1%増）の2,763人となっており、年々増加傾向にあります。

図表　要支援･要介護認定者の推移

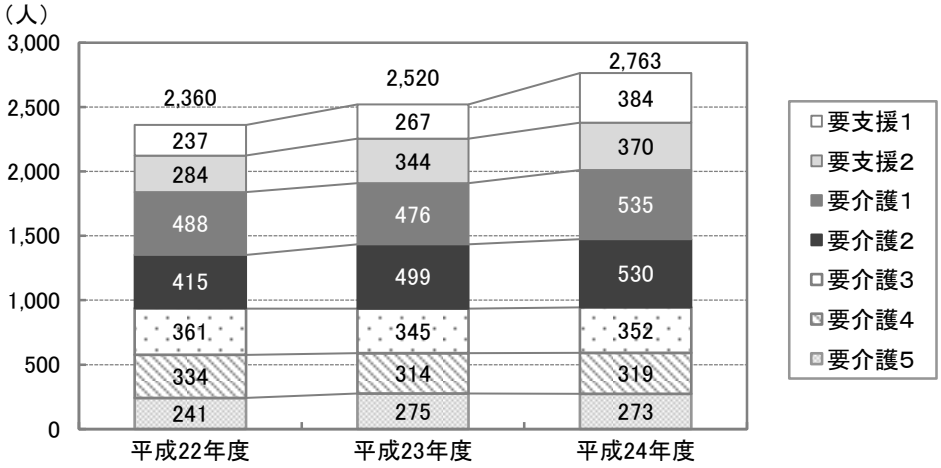

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
要支援1（人）	237	267	384
要支援2（人）	284	344	370
要介護1（人）	488	476	535
要介護2（人）	415	499	530
要介護3（人）	361	345	352
要介護4（人）	334	314	319
要介護5（人）	241	275	273
合計	2,360	2,520	2,763

資料：庁内資料〈介護保険事業状況報告（年報）〉

（２）障がいのある人の状況

①身体障害者（児）手帳交付数の推移

障がい等級別の身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成23年度まで増加傾向でしたが、平成24年度では、前年度に比べて減少しています。どの等級も減少しており、特に３級では、前年度に比べて53人減少しています。

図表　障がい等級別の身体障害者（児）手帳交付数の推移

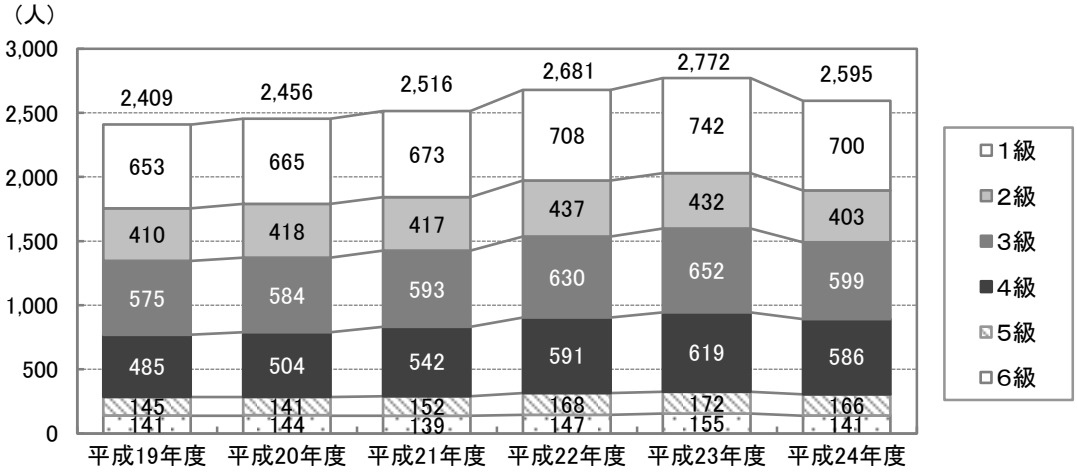

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1級（人）	653（17）	665（17）	673（17）	708（21）	742（21）	700（21）
2級（人）	410（13）	418（13）	417（14）	437（15）	432（14）	403（12）
3級（人）	575（16）	584（20）	593（16）	630（16）	652（16）	599（14）
4級（人）	485（4）	504（2）	542（3）	591（3）	619（4）	586（3）
5級（人）	145（1）	141（0）	152（0）	168（1）	172（1）	166（1）
6級（人）	141（3）	144（4）	139（4）	147（5）	155（6）	141（7）
合計	2,409（54）	2,456（56）	2,516（54）	2,681（61）	2,772（62）	2,595（58）

※（　）内は18歳未満の人数再掲

資料：庁内資料（各年年度末現在）

②療育手帳交付数の推移

判定別の療育手帳交付数の平成19年度から平成24年度の推移では、重度Ａが197人から205人の８人増（4.1%増）、中度Ｂが105人から118人の13人増（12.4%増）、軽度Ｃが94人から122人の28人増（29.8%増）となっています。

図表　判定別療育手帳交付数の推移

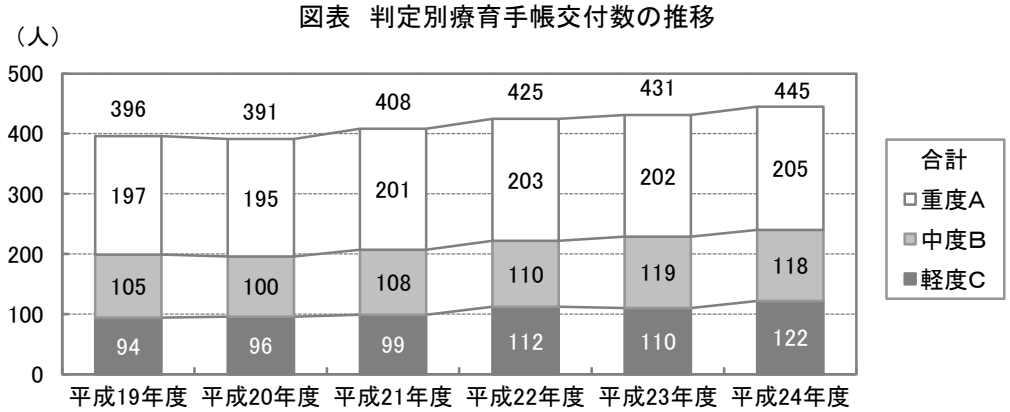

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
重度A（人）	197（55）	195（55）	201（57）	203（56）	202（56）	205（60）
中度B（人）	105（30）	100（25）	108（29）	110（32）	119（37）	118（37）
軽度C（人）	94（52）	96（49）	99（50）	112（58）	110（55）	122（55）
合計	396（137）	391（129）	408（136）	425（146）	431（148）	445（152）

※（　）内は18歳未満の人数再掲

資料：庁内資料（各年年度末現在）

③精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳交付数の平成20年度から平成24年度の推移では、１級が39人から54人の15人増（38.5％増）、２級が227人から373人の146人増（64.3％増）、３級が93人から130人の37人増（39.8％増）となっています。全体では、359人から557人の198人増（55.2％増）となっています。

図表　障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

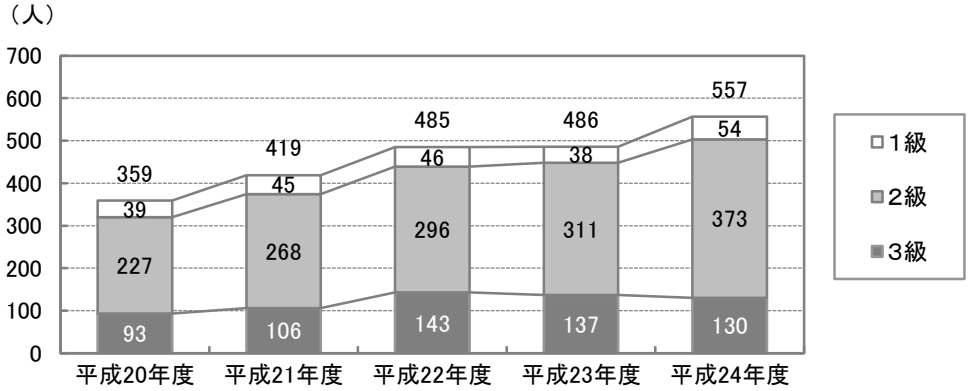

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1級（人）	39	45	46	38	54
2級（人）	227	268	296	311	373
3級（人）	93	106	143	137	130
合計	359	419	485	486	557

資料：庁内資料（各年年度末現在）

（３）児童・核家族世帯の状況

①児童人口の推移

平成19年度から平成24年度の児童人口の推移では、０～５歳が5,459人から5,006人の453人減（8.3％減）、６～11歳が5,439人から5,510人の71人増（1.3％増）、12～17歳が4,775人から5,335人の560人増（11.7％増）となっています。全体では、15,673人から15,851人の178人増（1.1％増）となっています。

図表　児童人口の推移

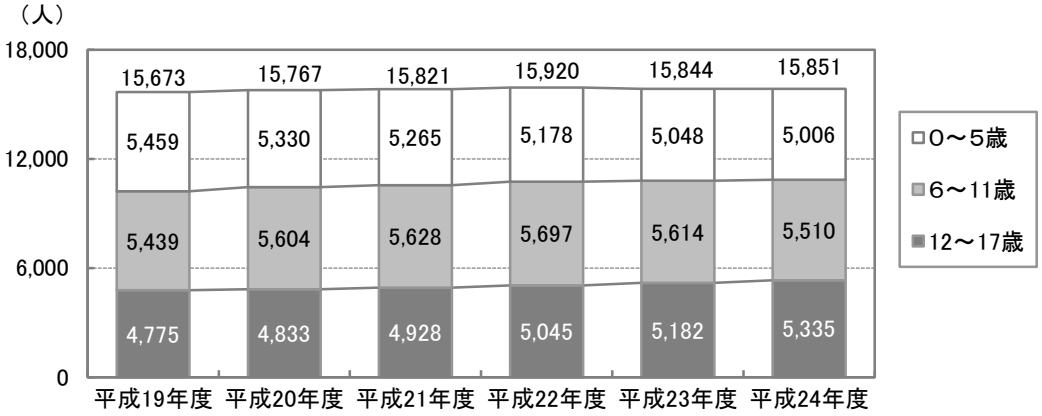

年齢	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年	平成24年
0～ 5歳（人）	5,459	5,330	5,265	5,178	5,048	5,006
6～11歳（人）	5,439	5,604	5,628	5,697	5,614	5,510
12～17歳（人）	4,775	4,833	4,928	5,045	5,182	5,335
合計	15,673	15,767	15,821	15,920	15,844	15,851

資料：住民基本台帳・外国人登録（各年４月１日現在）

②核家族世帯の推移

核家族世帯数は増加傾向にあります。特に、平成２年度から平成22年度の推移では、父親と子どもの世帯が278世帯から459世帯の181世帯増（65.1%増）となり、母親と子どもの世帯が1,074世帯から2,150世帯の1,076世帯増（100.2%増）となっています。

図表　核家族世帯数の推移

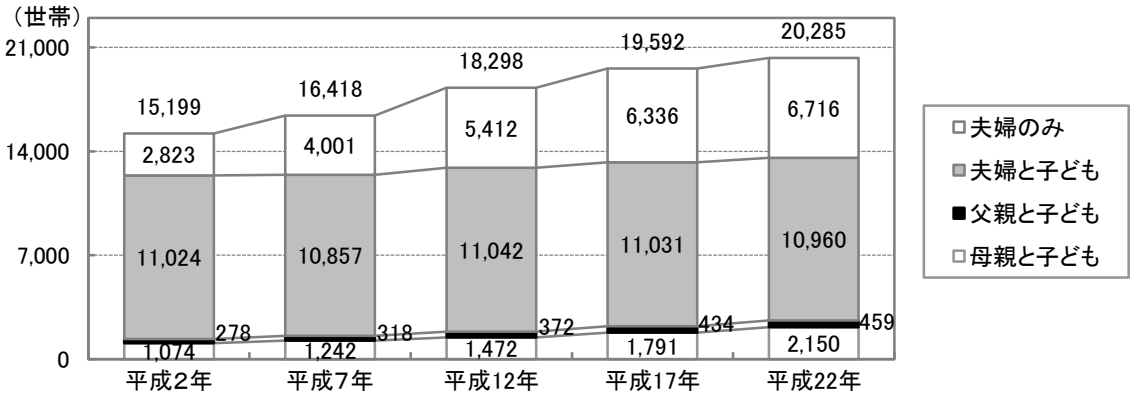

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
核家族世帯（世帯）	15,199	16,418	18,298	19,592	20,285
夫婦のみ（世帯）	2,823	4,001	5,412	6,336	6,716
夫婦と子ども（世帯）	11,024	10,857	11,042	11,031	10,960
父親と子ども（世帯）	278	318	372	434	459
母親と子ども（世帯）	1,074	1,242	1,472	1,791	2,150

資料：国勢調査

３　一般市民アンケート調査からみえる課題

平成24年度において実施した地域福祉に関する一般市民アンケート調査、団体アンケート調査、団体ヒアリング調査の結果から、主な課題を取り上げ、対策・施策の方向性（基本目標）を定めました。

課題　地域の人とのつきあいの低下

現状

住民が、「助け合うべき地域」と考える範囲は、「隣近所」「自治会・町内会」がそれぞれ４割程度となっています。

しかし、実際の地域とのつきあいの程度をみると、「挨拶をする程度」や「ほとんどつきあいがない」が36.8%を占めています。地域の人と助け合うべきと考える人は半数以上いますが、実際はあまり行えていないということが分かります。

対策・施策の方向性

●基本目標１：互いに支え合うきずなづくり

課題　ボランティアや地域活動への積極的な参加の促進

現状

ボランティア活動に「積極的に参加したい」「内容によっては参加したい」を合わせると67.9%と、参加の意志を持っている人が多いにも関わらず、ボランティア活動に参加したことがない人が60.0%以上います。

参加を促すために必要なことは、きっかけをつくるための情報提供や、時間や体力の負担が少ない活動などが挙げられます。

対策・施策の方向性

●基本目標１：互いに支え合うきずなづくり

課題　災害時の対策の整備

現状

災害時の避難場所を知らない人が約20.0%いることが分かりました。

また、90.0%以上の人が、乳幼児や高齢者に対して災害に備える取り組みをした方がよいと答えており、災害時の支援や検討が必要と考えます。

対策・施策の方向性

●基本目標３：いつまでも安心して暮らせるまちづくり

課題　地域福祉の充実

現状

住民が市に求める最も多かった福祉施策は、「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策」となっています。また、このような福祉サービスの充実のためには市民と行政が協力し合うことも必要と考えています。

社会福祉協議会に期待する項目として「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が最も多く、高齢者への福祉サービスが求められています。

対策・施策の方向性

●基本目標２：地域力を高めるためのしくみづくり

４　団体アンケート調査からみえる課題

課題　地域内の交流に関する課題

現状

●子どもと高齢者、健常者と障がい者がふれあえる機会、場がない。

●高齢化に伴い増加する高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者、子どもへの見守りが必要である。

対策・施策の方向性

●基本目標１：互いに支え合うきずなづくり

課題　福祉水準の向上

現状

●旧３町それぞれのよさが残っているが、あま市全体となると難しい。

●高齢者や障がい者の雇用の場が必要である。

●交通の便が悪い。（コミュニティバスの運営、イベント等時の送迎）

●幼いころからの福祉教育をしてほしい。

対策・施策の方向性

●基本目標３：いつまでも安心して暮らせるまちづくり

課題　地域福祉を支える人材の育成

現状

●時代の流れに沿った人材育成が必要である。
●ボランティア活動への理解をしてほしい。
●相談しやすい窓口にしてほしい。

対策・施策の方向性

●基本目標２：地域力を高めるためのしくみづくり

５　団体ヒアリング調査からみえる課題

課題　高齢化への対策

現状

●もしもの時に動けない人（独居高齢者）の支援をしたいが、そういった人の情報がない。
●障がい者の高齢化も進み、今後の介護の問題がある。

対策・施策の方向性

●基本目標２：地域力を高めるためのしくみづくり

課題　各種団体の問題

現状

●団体の活動できる場がない。市内の空き部屋等を利用できるようにしてほしい。
●各種団体との横のつながりを持ち、情報交換ができる仕組みづくりが必要である。
●各障がい者施設や作業所の場所がわかるマップがあるとよい。

対策・施策の方向性

●基本目標１：互いに支え合うきずなづくり
●基本目標２：地域力を高めるためのしくみづくり

課題　地域福祉活動の強化

現状

●社会福祉協議会と行政が別々のため連携をとってほしい。
●住民が行政参加できる環境があるとよい。
●地域の人とのつながり、若い人の地域活動参加の推進が必要である。
●市や団体、病院、施設とのネットワークづくりが必要である。
●気軽にできる相談窓口があるとよい。（電話など）
●自分でできることは自分で行い、福祉が必要な人を支援する姿勢が必要である。

対策・施策の方向性

●基本目標２：地域力を高めるためのしくみづくり

６　地域懇談会からみえる課題

（１）地域懇談会の目的

地域福祉計画は、地域での介護や子育てなどの支援を必要とする方が困りごとや悩みごとなどの解決に向け、市民と行政が一緒に地域福祉を推進する上での羅針盤となり、地域住民の皆さまの意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。そのため、地域福祉の推進に向けて、地域の課題や解決策などを話し合う場として地域懇談会を開催しました。

（２）地域懇談会の概要

地域懇談会は、市民公募、ＮＰＯ、関係福祉団体等の方にご参加いただき、全３回にわたり実施しました。

日時		場所
第1回	平成25年 8月 31日（土） 9:30～11:30	あま市甚目寺総合福祉会館
第2回	平成25年 9月 14日（土） 9:30～11:30	
第3回	平成25年 9月 21日（土） 9:30～11:30	

（３）地域懇談会の実施内容

３つの基本目標をテーマとして、ワークショップ形式にて課題、解決策、役割分担を話し合いました。

テーマ①	**互いに支え合うきずなづくり**
テーマ②	**地域力を高めるためのしくみづくり**
テーマ③	**いつまでも安心して暮らせるまちづくり**

内容		参加人数
第１回	**地域福祉に関する課題について**	23名
第1回ワークショップでは、まずワークショップの趣旨や進め方についてご理解いただけるよう、説明しました。テーマごとに3グループに分かれ、それぞれあま市における課題を話し合い、意見をまとめました。		
第２回	**課題の解決策について**	23名
第2回ワークショップでは、各グループで第1回目に出た課題に対する解決策を話し合い、意見をまとめました。		
第３回	**課題解決に向けた役割分担について**	21名
第3回ワークショップでは、第2回目に出た解決策の中から、優先的に進めていくことや力を入れていくことを話し合いながら5～6個程度選択していただき、その解決策について市民、地域・関係団体、行政での役割分担を話し合い、意見をまとめました。		

（４）地域懇談会のまとめ

地域懇談会で市民の方からいただいたご意見をまとめました。

テーマ①　互いに支え合うきずなづくり

課題	協働の推進		
解決策	●ＨＰの活用などによる市民活動の情報収集、発信、意見交換の場の充実		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
		・情報の公開・提供（リンクを貼るなど）を積極的に行う ・積極的な情報発信	・市民活動の把握 ・PC教室に（気軽に）行ける場所づくり ・HPや広報への情報を収集するための広報を活発にする ・行政が情報発信する ・HPプチリニューアル（ページを増やす）まずは少しの改善 ・町ごとに巡回バスを運行させる

課題	さまざまな立場、世代の人の相互理解		
解決策	●子ども達とお年寄りの方と一緒に過ごす時間を持つ。昔のくらしのこと（食べ物、衣服、生活、道具）、昔の遊び等を教えてもらったり、一緒に遊ぶ。 ●社会的弱者への理解に関する子どもから母親への学習機会の提供 ●障がい者、高齢者などへの友愛活動の推進やＩＴ、タブレットなどをとり入れた活動		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・母親に対する社会教育する人をPTAに入れてほしい ・関係団体も色んな場所に参加してみんなに知ってもらう	・地域の老人クラブの人が訪問する ・老人クラブや子ども会に呼びかけて一緒に過ごす時間を設けるように計画を立てる ・教育の材料や講師や場（施設見学など）の提供 ・学校で福祉の授業が年1回？必ずあるのでその時にもっと身近な内容で進めてほしい（年1回は少ない気がする）	・民間からの事業提案を検討 ・行政が学習できる場所を作る（空いた学校の利用）

課題	ご近所づきあいの低下		
解決策	●あいさつをする為の声かけ運動		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・自分からあいさつする ・地区の人で高齢者の人が集会する声をかけてほしい		・幼児・学童からあいさつの徹底をする

課題	市民としての役割意識の低下		
解決策	●ボランティア活動の為の人材育成		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
		協力 ← 連携 → 企画	・活動の場所を提供する

課題	情報の共有不足		
解決策	●三町合併のメリット ●各種市民と一緒の企画は一つにしないで３地区で行う（三世代交流、福祉まつり） ●公共施設利用に関するサービスの充実 ●地区の中で話をして行事に参加する所がほしい		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
			・開放時間や利用方法を見直す ・利用規則の徹底 ・施設利用の改正（担当課等にしばられない） ・小学校の空き教室を無料で開放する ・さまざまなケースに柔軟に対応できる職員教育 ・公共施設についての広報を活発にする（施設の場所、名前、利用時間等を知らせる）

テーマ②　地域力を高めるためのしくみづくり

<table>
<tr><td>課題</td><td colspan="3">社会的弱者に対する問題点</td></tr>
<tr><td>解決策</td><td colspan="3">●高齢者福祉サービスが充実している街
①キットと安心カードの備え（行政）②孤立を防ぐ（地域の人の声かけ）
●社会的弱者の方々に対して正しい知識を伝える勉強会
●地域のおじいちゃん、おばあちゃんに手助け、活躍してもらう（孫育て）
“ソフリエ”の誕生
●おじいちゃん、おばあちゃん達の参画意識の高揚で教育勉強会
（子育て支援、豊かな心、道徳）
●弱者の対象者を絞る（例：①高齢者、②障がい者、③生活困窮者、④雇用が安定していない）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">役割分担</td><td>市民</td><td>地域・関係団体</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>・町内会
・近所のあいさつ、声かけ
・あいさつは我が家から！</td><td colspan="2">・金銭を与える為の就労機会の提供
・リーダーの細分化
・主任児童委員、民生・児童委員の周知
・ファミリーサポートセンターの周知</td><td>・有償ボランティアへの理解
・公民館講座、“ソフリエ”養成講座（今と昔の子育てを学ぶ、遊び・接し方のテクニックのレクチャー）
・「放課後子ども教室」を甚目寺だけでなく七宝、美和にも作ってほしい
・「自立」して生活を営める環境整備</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>課題</td><td colspan="3">関係機関の施策に対する問題点</td></tr>
<tr><td>解決策</td><td colspan="3">●気軽に相談できる窓口
●“広報みましょう”運動</td></tr>
<tr><td rowspan="2">役割分担</td><td>市民</td><td>地域・関係団体</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>・広報が市民全体に配布されているので会話の中で情報を得る方法で活用するよう促す！</td><td></td><td>・見やすい広報づくりをする
・市の情報だけではなく、町や企業等（会社等）の情報を記載してみても?!</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>課題</td><td colspan="3">地域人材力に対する問題点</td></tr>
<tr><td>解決策</td><td colspan="3">●まず近所の方からあいさつ、声かけ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">役割分担</td><td>市民</td><td>地域・関係団体</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>・夏の市民まつり「あまつり」、企画に市民も参加
・あまつりの充実、細分化</td><td></td><td></td></tr>
</table>

テーマ③　いつまでも安心して暮らせるまちづくり

課題	地域のつながり		
解決策	①地域ごとに名簿、電話、年齢表をつくる事 ②ゴミ袋の配布を従来の通り地域組織で行うようにする ③ふれあいサロン等を定期的に行うとよい（月１回ほど）		
	市民	地域・関係団体	行政
役割分担	・住民の理解と情報提供① ・住民の理解と協力② ・住民の参加とボランティアの参加③ ・若い人（学生）に活躍してもらう（ボランティアとして）③	・区長が行う（行政指導のもとで）① ・組長が実行する（行政が強く指導する）② ・定期的に名簿を見直し、転出・転入を情報共有する（町内会等）① ・関係団体、コミュニティ管理人③	・福祉関係課の援助③

課題	地域福祉		
解決策	①シルバー人材センターを活用（退職者にいかに行政に参加してもらうか） ②小学校入学前後の保護者むけに発達障がい等分かりにくい障がいの講演会等 ③無料タクシーの活用（病院、買物等）		
	市民	地域・関係団体	行政
役割分担	・若い人（学生）に活躍してもらう（ボランティアとして）① ・シルバー人材センターの利用①	・個人入会促進① ・無料タクシー→コミュニティバス利用へ③ ・行政からの配布（タクシーチケット）③ ・無料タクシー（老人クラブ）③	・民生委員①②③ ・ボランティアでなく少額でもお金を出すこと① ・福祉担当が行う② ・教育委員会② ・各地区平等に行うこと（現在バラバラ）③

課題	交通の便		
解決策	①時刻表を作って、バス停もはっきりしてほしい ②市内バスは地域循環型、広域循環型の２本立てとする ③コミュニティバスの運行体制をどうするか？市（公営）にするか民間（名鉄バスなど）に委託するか		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・住民から詳細な要望を伝える①②③ ・住民の利用①②③	・コミュニティバスの運行（老人クラブ）①②③ ・コミュニティバスのルートと運行方法を決める①②③ ・各地域でまとめる①②③ ・区長の申告①②③	・公営とし行政責任①②③ ・全て行政①②③ ・バス運行者（行政指導）① ・市でやってほしい① ・行政が行う③ ・あま市地域公共交通会議に福祉関係課の方の参入③

課題	道		
解決策	①暗い所が多いため街灯の設置箇所を増やし明るくする（駅、通学路、住宅地の周辺など） ②歩道の整備を行う ③歩道と車道を区別する。わかりやすい舗装（色で分ける）		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・危険箇所、暗いなどの情報を都度、行政に上げる（※但し整備は行政）①②③	・行政が関係機関と調整をとり整備する①②③ ・区長① ・維持費（電気代）は、地域①	・道路、街灯の現状把握と整備①②③ ・速度規制・一方通行は、警察署①②③ ・土木課②③

課題	医療		
解決策	①５～６才での発達面での健診 ②各地区の平均寿命・健康寿命データを開示する ③減塩食事の指導		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・生活習慣の改善②③		・行政②③ ・乳幼児健診と同じように福祉センターで保健師がやるとよいかも① ・福祉関係課① ・教育担当① ・生活改善グループ③

課題	防災		
解決策	①災害時だれにでもすぐわかるよう状況を知らせる方法をつくる ②先月の雨で道路が冠水した場所を明確化する。場所、水深。 ③各地区の区長、町内会長にもっと権限あると良いかも		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・各戸の家庭状況（名簿）の資料、集会所のカギ持っておく。最悪の場合のマニュアル作り（責任の所在）③ ・住民が体制作り① ・ハザードマップ作成に協力する①②	・防災情報の素早い提供（市HP、メール配信、CATV、コミュニティFMなど）① ・自分たちで本当にあるべき姿を考える（町内会）①②③ ・老人クラブ①②③ ・区長の統括① ・コミュニティ防災担当②	・ハザードマップを全戸に配布する① ・消防と行政が連絡① ・FM77.3で知らせるためのコミュニティラジオが開設されたことを市民へもっと知らせる① ・権限を持たせる③

課題	子どもの生活安全		
解決策	①放課後子ども教室。あま市内、各学校でバラつきがあるので統一の方向で交流会など開く ②街の中に見守り隊みたいな方がいれば良い ③定年退職された人による見まわりや子どもの登下校の付き添い		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・子どもの親は30～40歳代は時間が取りにくい。時間に余裕のある世代（60歳以上）にお願いするほかない。でも行政の後押しが必要。保険の理解①②③ ・市民公募を行い、子ども好きな方、訓練を受けた人に見回りや付き添いをしてもらう②③	・シルバー人材センター、ボランティアの活用②③ ・交流会→ふれあいサロン①	・バラつきのない施策を行う①②③ ・各子ども教室の運営内容を確認し統一を行う（夏・冬休みも含む）①

第３章

計画の基本理念と基本目標

第３章　計画の基本理念と基本目標

１　基本理念と基本目標

あま市では、第１次あま市総合計画（2012～2021）において、施策の大綱の一つとして、「市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる」と定め、地域福祉活動の促進による共助型の地域福祉社会づくりを推進しています。

従って、あま市地域福祉計画では、総合計画における施策の大綱に基づき、基本理念、基本目標を定め、計画を推進していきます。

（１）基本理念

（案）きずなを高める　暮らしやすいまち　あま

（２）基本目標

１　互いに支え合うきずなづくり

地域福祉を進めるには、普段から隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声掛け、交流の機会づくり）をしていくことが重要になります。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化に努めます。

また、ボランティア活動を推進し地域福祉に対する意識の高揚を図り、地域の活性化につなげます。

２　地域力を高めるためのしくみづくり

今後も少子高齢化社会の進行に伴い、地域福祉を担う若者が減少し、高齢者が高齢者を支えるといった状況が強まることが予測されます。福祉教育などを通じて地域福祉の推進を担う人材の育成や、市民や関係機関、行政との連携などを進めることで、地域福祉推進のための体制をつくっていきます。

３　いつまでも安心して暮らせるまちづくり

「高齢者がひとりでも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」「災害時でも」住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことは、全ての市民にとって共通する願いです。生涯を通じて誰もが安心して暮らせるよう、こころとからだの健康づくり、医療・保健・福祉の充実に努めるなど、安心して自立した生活ができるまちづくりを進めます。

２　計画の体系図

あま市総合計画（施策の大綱２－２）の「市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる」を踏まえた体系図になります。

図表　あま市地域福祉計画　体系図

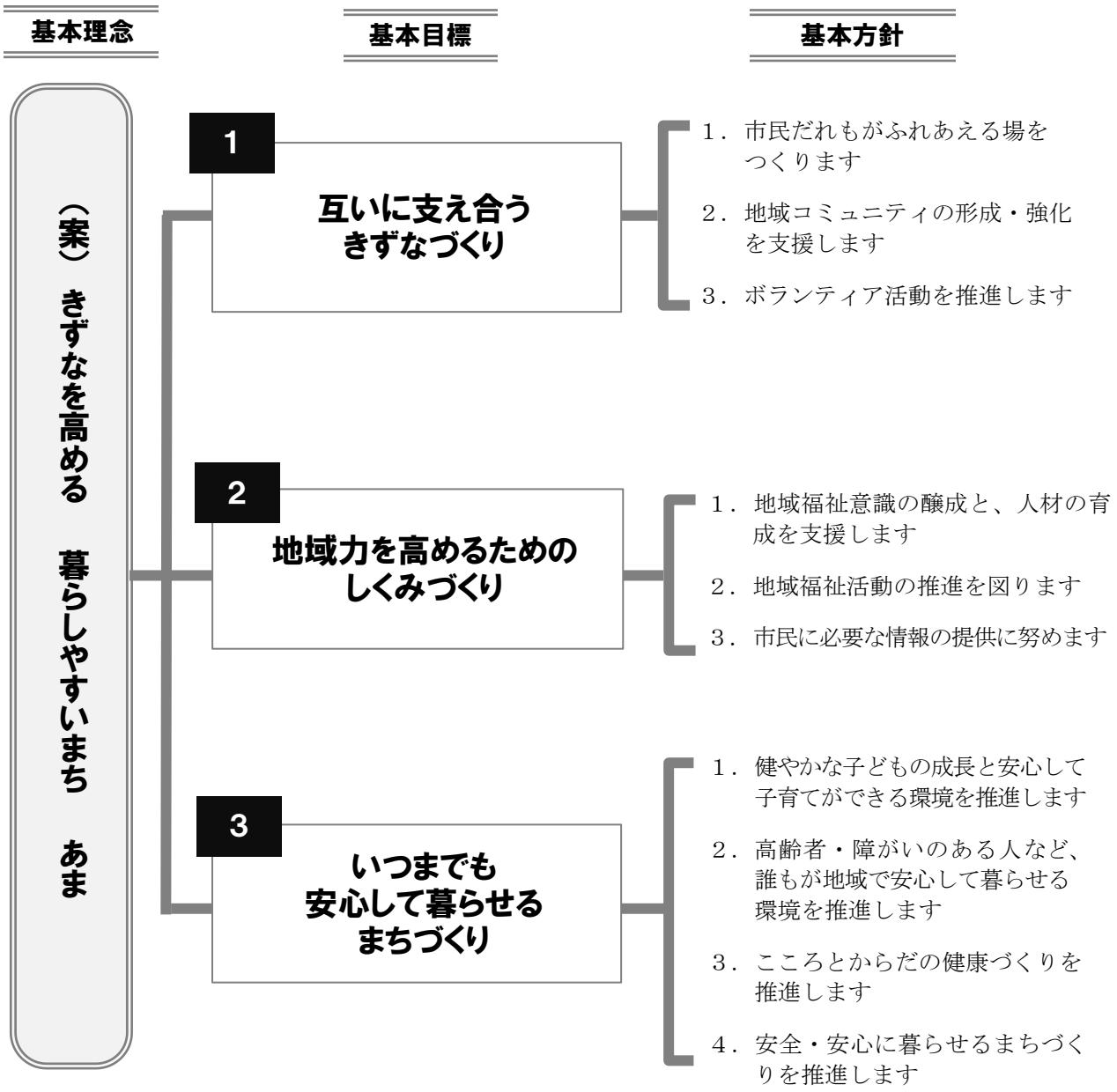

第４章

施策の展開

第４章　施策の展開

◇掲載内容の見方◇

アンケート（一般市民・団体）、団体ヒアリング、地域懇談会等による、市民の意見を踏まえ掲載しています。

「市民の取り組み」…市民が個人でできる取り組みを掲げています。

「地域・関係団体の取り組み」…地域・関係団体でできる取り組みを掲げています。

「行政の取り組み」…行政でできる取り組みを掲げています。

基本目標１　互いに支え合うきずなづくり

基本方針１　市民だれもがふれあえる場をつくります

アンケート調査では、地域のつきあいの程度は「挨拶をする程度」「ほとんどつきあいがない」の割合が高くなっています。団体アンケート調査では、「子どもと高齢者がふれあえる場がない」という意見が多くみられました。地域懇談会では、課題として、「さまざまな立場、世代の人の相互理解」などの意見がみられました。

近年の社会情勢やライフスタイルの変化などから、市民同士の交流が少なくなっています。また、高齢化の進展に伴い、買い物や通院などに関わる問題を自分で解決することができず、住み慣れた地域で生活を続けることが困難な状況も生まれています。市民同士の交流を図り、地域福祉を進めていくためにも、地域の誰もがふれあえる場を設けていくことが必要と考えます。

市民の取り組み

・自分からあいさつします。
・地域の集まりに参加します。

地域・関係団体の取り組み

・行事の計画を立て、老人クラブや子ども会との交流を図ります。
・市民へ声かけをして、行事などへの参加を促します。

行政の取り組み

・各種団体、小中学校、地域の行事などを通じ、地域の高齢者や障がいのある人との交流を図ります。
・高齢者や障がいのある人のニーズに合わせた、集える場の整備に努めます。

基本方針２　地域コミュニティの形成・強化を支援します

アンケート調査では、最近１年間に地域活動・行事に参加していないと回答した方が33.5%を占めています。そのうち、「参加するきっかけがない」という人が 34.9%となっています。地域懇談会では、「町内会に入会する人が、特に若い世代で少なくなっている」「入っていない人や新しく転居してきた人に町内会の説明をする」などの意見もみられました。

今後も高齢化が進み、高齢者のみの世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴う高齢者の孤立や､周囲に相談できず一人で子育てしている親の孤立などが懸念されますので、どのような生活環境にあっても、市民同士の地域との交流の場を増やし、つながりを維持できるようにしていくことが必要です。

市民の取り組み

・自治会・町内会や子ども会などへの加入に努めます。
・地域活動や行事への参加に努めます。

地域・関係団体の取り組み

・若い人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
・気軽に集える場の提供に努めます。

行政の取り組み

・自治会・町内会への加入を促進し、加入率の向上に努めます。
・地域行事の広報に努めます。

基本方針３　ボランティア活動を推進します

アンケート調査では、ボランティア活動に「積極的に参加したい」「内容によっては参加したい」を合わせると 67.9%ですが、ボランティア活動に参加したことがない人は６割以上となっています。団体アンケート調査では、「地域福祉を支えるための人材育成が必要」という意見や、地域懇談会では、「ボランティア参加にやりがいを感じない」などの意見がみられました。

地域福祉活動を進めるにあたり、ボランティア活動者との協力・連携が不可欠です。大規模災害時など有事の際のボランティア活動はもちろんのこと、普段からボランティア活動への参加を促すことが重要です。そうすることで、有事の際の連携や助け合いをよりスムーズに行うことができます。

市民の取り組み

・ボランティア活動内容の認識を深めます。
・興味、関心のあるボランティア活動への参加に努めます。

地域・関係団体の取り組み

・ボランティア活動の情報の周知に努めます。
・行政と連携し、協力します。

行政の取り組み

・社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア情報の共有化に努めます。

基本目標２　地域力を高めるためのしくみづくり

基本方針１　地域福祉意識の醸成と、人材の育成を支援します

地域懇談会では、「地域の行事を考える時に高校生や子どもたちに企画、運営に参加させる」「障がいへの理解を深めるために子どもの頃からの教育と人材育成が必要」という、若い頃からの人材育成という意見がみられました。また、「小学校入学あたりの保護者向けに発達障がい等わかりにくい障がいの講演会等」「母親に対する社会教育」など親の育成に対する意見もみられました。同時に、福祉活動の周知とその方法も考える必要があります。

少子高齢化を背景に、地域福祉に関わる人の高齢化や新たな人材が減少することが予想されます。福祉教育や講座の開催などを行うことで、地域福祉に関する意識の高揚を図り、地域福祉に関わる人材を増やしていくことが重要です。

市民の取り組み

・高齢者や障がいのある人への理解を深めます。
・興味、関心のある福祉教育や講座に参加します。

地域・関係団体の取り組み

・福祉教育や講座の情報の周知に努めます。
・ニーズの高い福祉教育や講座の開催に努めます。

行政の取り組み

・地域における学習機会を提供し、生活文化の振興や社会福祉の増進に努めます。
・総合支援協議会との連携を図り、研修会などで障がいのある人への理解を促します。

基本方針２　地域福祉活動の推進を図ります

団体アンケート調査では、あま市の地域福祉を推進するために必要なものは「ネットワークづくり」という回答が最も多く、次いで「地域住民の理解と協力」となっています。また、「各種団体との情報交換ができる仕組みが必要」「活動拠点がない」という意見がみられました。

地域福祉活動の推進を図るため、市民や各種団体などとの協働・連携を進め、地域福祉活動に関する相談支援体制を充実させ、地域福祉活動をあらゆる面からサポートしていきます。

市民の取り組み

・地域の問題に対して、自治会・町内会や行政と連携しながら解決に努めます。

地域・関係団体の取り組み

・地域の問題に対して、住民や行政と連携しながら解決に努めます。

行政の取り組み

・関係機関と連携し、地域福祉に関する講座の開催に努めます。
・市民協働による地域福祉の推進を図るための組織づくりに努めます。

基本方針３　市民に必要な情報の提供に努めます

アンケート調査では、災害時に希望する情報収集方法として、「テレビ」「直接の声かけ」が半数以上となり、「メール」「ラジオ」も45%前後と高くなっています。地域懇談会では、「広報を見るための運動を行う」「見やすい広報づくり」など広報についての意見がみられました。また、コミュニティＦＭの「ＦＭ77.3」が開設されたことの周知も必要という意見もみられました。

市民同士や市民と行政で情報を共有することが大切です。さまざまな情報があふれている中、適切な伝達方法により必要な情報を届けることが求められます。

市民の取り組み

・広報紙などに目を通します。
・テレビ、ラジオ、ホームページなど、災害時の情報源を複数持つことに努めます。
・近隣の人との情報交換に努めます。

地域・関係団体の取り組み

・広報紙などの情報を分かりやすくするように努めます。
・複数の媒体による情報の周知に努めます。

行政の取り組み

・広報紙、ラジオ、ホームページなどを通して、地域福祉に関する情報の周知を図ります。
・相談窓口の周知を図り、市民が必要な場合に相談・情報の周知ができる体制の整備に努めます。

基本目標３　いつまでも安心して暮らせるまちづくり

基本方針１　健やかな子どもの成長と安心して子育てができる環境を推進します

本市の児童人口（0～17 歳）は、平成 19 年度では 15,673 人でしたが、平成 24 年では 15,851 人となり増加しています。また、父親と子ども世帯、母親と子ども世帯もそれぞれ増加傾向にあり、家庭環境に合わせた子育てしやすい環境づくりが求められます。

アンケート調査では、社会福祉協議会に今後期待する分野として、「子どもの育成に関すること」が 20～39 歳で最も多い回答でした。地域懇談会では、課題として、「子どもが安心して遊べる公園や広場」「登下校の付き添い」など子どもの安全についての意見がみられました。

子育てや青少年健全育成への支援を通じ、健やかな子どもの成長と安心して子育てができる環境を推進することが重要です。また、さまざまな事情から保護が必要な児童に関しても支援が求められます。

市民の取り組み

・子どもや子育て世帯への見守りに努めます。

地域・関係団体の取り組み

・登下校時のパトロールなど、子どもを見守るための対応をします。
・子ども同士や世代間で交流ができる場や機会の提供に努めます。

行政の取り組み

・子育て中の親子、子ども同士、親同士が気軽に交流できるよう、場の整備に努めます。
・子育て支援に関わっている団体と連携し、地域における子育て支援に努めます。

基本方針２　高齢者・障がいのある人など、誰もが地域で安心して暮らせる環境を推進します

アンケート調査では、市で取り組むべき福祉施策として「高齢者が安心して暮らせる住宅福祉施策」が 58.5%と最も多くなっています。団体アンケートや地域懇談会では、「子どもの頃からの福祉教育」「障がいへの理解」といった、障がいに対し偏見を持たないための教育、学習機会の提供についての意見がみられました。また、「障がいのある人の就労支援」「シルバー人材センターの活用」など活躍の場を求める意見もみられました。

市民の誰もが地域で安心して暮らしていくことができ、また、社会参加などを通じて生きがいを持ちながら、充実した日々を送ることができるよう取り組んでいきます。

市民の取り組み

・高齢者や障がいのある人についての理解を深めます。

地域・関係団体の取り組み

・高齢者や障がいのある人と交流できる場や機会の提供に努めます。

行政の取り組み

・高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を、地域福祉活動やボランティア、講習会や研修会などを通じ、地域に還元できるような支援を検討します。
・出前講座や市民講師の情報周知など、生きがいを見つける場や機会の提供に努めます。

基本方針３　こころとからだの健康づくりを推進します

アンケート調査では、自身や家族に関する１年以内の大きな悩みや困りごととして、「健康・医療のこと」が最も多くなっています。また、今後、困った時相談したい相手として、「市役所」は 14.2%となっています。団体アンケート調査では、「入りやすい、気軽にできる相談窓口の設置」などの意見がみられました。

生活習慣の改善など、からだの健康づくりだけでなく、ストレスや悩みごとなどこころの健康にも配慮した健康づくりを進めていくことが重要です。

市民の取り組み

・不安や悩みをひとりで抱え込まないように、相談員へ相談します。

地域・関係団体の取り組み

・市民へ声かけをし、不安や悩みなどの解決に努めます。
・解決できない相談には、専門機関の紹介などの対応に努めます。

行政の取り組み

・担当部署のみで対応できない場合は、専門機関などと連携を図ります。

基本方針４　安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します

アンケート調査では、19.2%の方が「災害時の避難場所を知らない」と回答し、93.1%の方が「乳幼児、高齢者等の方に対し災害に備える取り組みをした方がよい」と回答しています。団体アンケート調査では、「災害時の対策としてひとり暮らし高齢者の方の情報が分かるようにしてほしい」という意見がみられました。地域懇談会では、「ハザードマップを配布する」「障がい児者の個々の問題に合った防災訓練を行う」などの災害時に対する意見や「街灯の増設」「歩道の整備」といった日常の危険箇所に対する意見がみられました。

大規模災害に限らず普段から防犯や防災に対する意識の向上、また、大規模災害などの緊急時の支援体制の構築が求められています。

市民の取り組み

・防犯や防災に対する意識を高めます。
・地域の防犯や防災体制の構築に協力します。

地域・関係団体の取り組み

・防犯や防災に対する情報の周知に努めます。

行政の取り組み

・緊急時の情報の入手ができる体制づくりに努めます。
・高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人を把握し、地域との情報共有を図ります。

第５章

計画の推進体制

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

計画の冒頭にあるように、地域福祉の主役はすべての市民です。行政や社会福祉協議会、及び地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、ＮＰＯ、事業者団体と市民が一緒になって互いに協働・連携し、地域福祉の担い手としてそれぞれの役割を果たし、地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

そして、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために地域福祉を推進する関係機関･団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実など、必要な体制の整備を進めていきます。

２　計画の評価

本計画の円滑な推進を図るため、策定後は継続して計画の進行状況などを点検し、評価・分析を行うことが必要となります。

基本目標や施策の方向などの検証とともに、実情に即した形での事業や活動の見直しを行います。

資料編

資料編

名簿掲載予定

1　策定委員会委員名簿

【策定委員名簿】

（敬称略・順不同）

職名	氏名	役職

２　各種団体に関する現状

（１）区（自治会）加入世帯数の推移

掲載予定

（２）市社会福祉協議会の会員加入世帯数の推移

（３）老人クラブ会員数の推移

（４）子ども会加入者数及び団体数の推移

（５）ボランティア登録者数及び団体数の推移

３　地域懇談会のまとめ

地域懇談会における３グループごとの意見をまとめました。

第１回から第３回までの
地域懇談会のまとめを掲載予定
（11ページ程度使用）

（別紙参照）

4　用語集

用語解説
掲載予定

	用語・意味	掲載ページ
あ行		
か行		
さ行		
た行		

	用語・意味	掲載ページ
ま行		
ら行		

あま市地域福祉計画

平成26年度～平成30年度

発行年月：平成**年**月
発　　行：あま市
企画・編集：福祉部 社会福祉課（あま市役所甚目寺庁舎）
〒490－1198
愛知県あま市甚目寺二伴田76番地
電話　(052) -444-3135（ダイヤルイン）
FAX　(052) -443-3555